

日本学生支援機構の

奨学生であった卒業生の皆様へ

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

特に、日本学生支援機構の奨学生で、今年3月に卒業された皆様は、今年10月28日から、奨学金の返還を開始されます。

奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年だいたい一割程度の方が、最初の引き落としができていないようです。

数回にわたり引き落としができないままですと、なかなか延滞状況から抜け出せなくなる恐れがあります。

そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて《注意喚起》のために、皆様に呼びかけています。

リレー口座の手続きは終わっていますか。

あなたの返還金は、口座から、毎月きちんと引き落とされていますか。

返還ができていないということはありませんか。

もう一度、ご確認ください。

万が一、返還ができていなかったり、返還が困難であったりする場合は、返還期限猶予制度や、減額返還制度などの救済制度があります。それらを利用したいという場合には、すみやかに

日本学生支援機構の相談窓口 番号0570-666-301

に電話してください。

ご相談の際には、皆様の奨学生番号をお忘れなきようご注意ください。

このご案内は、今年の秋、10月から奨学金の返還が開始される方にお知らせしています。現在の時点で、毎月きちんと返還していたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済ませたりしている方は、とくべつな手続きはありません。

以上